

四 道路 法第二条第一項第一号に規定する道路をいう。

五 公共の場所 道路、公園、広場、ふ頭その他公衆が通行し、又は出入りすることができる場所をいう。

第六条に次の一号を加える。

五 当該少年に暴走行為をするための自動車等の改造をさせないこと。

第十四条を第二十一条とし、同条の次に次の三条を加える。

(委任)

第二十二条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

(罰則)

第二十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条の規定に違反した者

二 第十七条の規定に違反した者

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条第二号又は第三号の規定に違反した者

二 重点禁止区域において、第十四条の規定に違反した者

第十三条を第二十条とする。

第十二条の見出しを「(保護者に対する措置)」に改め、同条中「要請する」を「命ずる」に改め、同条を第十九条とする。

第十一条を第十二条とし、同条の次に次の六条を加える。

(暴走行為に関する禁止行為)

第十三条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

一 暴走行為をすることを目的として、公共の場所に集合する行為

二 他人に対して、暴走行為を行うよう強制し、又は勧誘する行為

三 公共の場所(道路を除く。)において、正当な理由なく、自動車等を急に

発進させ、急に加速させ、急に転回させ、蛇行させ、若しくは急に停止さ

せ、又は自動車等の原動機の動力を車輪に伝達させないで原動機の回転数

を増加させることにより、著しく他人に迷惑を及ぼし、又は他人に危険を

感じさせ、若しくは不安を覚えさせる行為

(あおり行為の禁止)

第十四条 何人も、不特定又は多数の者が集合し、又は群がっている公共の場所において、現に暴走行為を行っている者に対し、あおり行為(暴走行為を

助長する目的で、声援を送り、拍手、手振り若しくは身振りを行い、又は旗、

鉄パイプその他これらに類するものを振ることをいう。以下同じ。)をしては

ならない。

(重点禁止区域の指定)

第十五条 公安委員会は、県民の安全と平穏を確保するため特に必要があると認める区域を、あおり行為重点禁止区域(以下「重点禁止区域」という。)として指定するものとする。

2 公安委員会は、前項の規定により重点禁止区域を指定するときは、その旨

及びその区域を告示しなければならない。

3 前項の規定は、重点禁止区域の指定を解除し、又はその区域を変更する場合に準用する。

(暴走族の結成の強制等の禁止)

第十六条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

一 少年に対し、暴走族を結成し、若しくは暴走族に加入することを強制し、

又は少年の暴走族からの離脱を妨害する行為

二 少年に対し、他の少年が暴走族を結成し、若しくは暴走族に加入するこ

とを強制し、若しくは勧誘し、又は他の少年の暴走族からの離脱を妨害す

ることを強制する行為

(暴走族少年からの金品收受等の禁止)

第十七条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 暴走族の存続又は暴走行為をすることを容認する対償として、暴走族に加入している少年(以下「暴走族少年」という。)に対し、名目のいかんを問わず、会費、面倒見代(暴走族の面倒を見る名目の金品をいう。)、祝い金、見舞金等の金品その他財産上の利益(以下「金品等」という。)の供与を要求し、若しくは約束させ、又は暴走族少年から金品等を收受する行為
- 二 暴走族少年から、暴走族相互間の紛議又は紛争の解決を図る対償として、みだりに金品を收受する行為
- 三 暴走族少年に対し、興行の入場券、暴走族の名称等を記載したステッカーその他の物品の販売又は配布その他の役務の提供を強制する行為

(暴走族相談員)

第十八条 公安委員会は、暴走族等の追放の促進を図るため、社会的信望及び

識見を有し、かつ、暴走族等の追放に関し熱意を有している者のうちから、暴走族相談員を置くことができる。

2 暴走族相談員は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 暴走族への加入の防止に係る相談業務
- 二 暴走族からの離脱の促進に係る相談業務
- 三 前二号に掲げるもののほか、暴走族等の追放の促進に関する相談業務及び活動

3 暴走族相談員は、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第十条の次に次の一条を加える。

(道路管理者等の責務)

第十一条 道路を設置し、又は管理する者は、常習的に暴走行為が行われてい

ると認められる道路について、暴走行為を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成十六年六月一日から施行する。

参考資料

佐賀県暴走族等の追放の促進に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 後

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 三 略

四 道路 法第二条第一項第一号に規定する道路をいう。

五 公共の場所 道路、公園、広場、ふ頭その他公衆が通行し、又は出入りすることができる場所をいう。

六 暴走行為 次に掲げる行為をいう。

イ・ロ 略

ハ 第十三条第三号に規定する行為

七・八 略

(保護者の責務)

第六条 保護者は、その監護に係る少年に関し、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

一 四 略

五 当該少年に暴走行為をするための自動車等の改造をさせないこと。

(道路管理者等の責務)

第十一条 道路を設置し、又は管理する

改 正 前

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 三 略

四 暴走行為 次に掲げる行為をいう。

イ・ロ 略

五 六 略

(保護者の責務)

第六条 保護者は、その監護に係る少年に関し、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

一 四 略

者は、常習的に暴走行為が行われていると認められる道路について、暴走行為を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第十二条 略

(暴走行為に関する禁止行為)

第十三条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 暴走行為をすることを目的として、公共の場所に集合する行為
- 二 他人に対して、暴走行為を行うよう強制し、又は勧誘する行為
- 三 公共の場所(道路を除く。)において、正当な理由なく、自動車等を急に発進させ、急に加速させ、急に転回させ、蛇行させ、若しくは急に停止させ、又は自動車等の原動機の動力を車輪に伝達させないで原動機の回転数を増加させることにより、著しく他人に迷惑を及ぼし、又は他人に危険を感じさせ、若しくは不安を覚えさせる行為

(あおり行為の禁止)

第十四条 何人も、不特定又は多数の者が集合し、又は群がっている公共の場所において、現に暴走行為を行っている者に対し、あおり行為(暴走行為を助長する目的で、声援を送り、拍手、手振り若しくは身振りを行い、又は旗、鉄パイプその他これらに類するものを振ることをいう。以下同じ。)をしてはならない。

第十一条 略

(重点禁止区域の指定)

第十五条 公安委員会は、県民の安全と平穏を確保するため特に必要があると認める区域を、あおり行為重点禁止区域(以下「重点禁止区域」という。)として指定するものとする。

- 2 公安委員会は、前項の規定により重点禁止区域を指定するときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。
- 3 前項の規定は、重点禁止区域の指定を解除し、又はその区域を変更する場合に準用する。

(暴走族の結成の強制等の禁止)

第十六条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 少年に対し、暴走族を結成し、若しくは暴走族に加入することを強制し、又は少年の暴走族からの離脱を妨害する行為
- 二 少年に対し、他の少年が暴走族を結成し、若しくは暴走族に加入することを強制し、若しくは勧誘し、又は他の少年の暴走族からの離脱を妨害することを強制する行為

(暴走族少年からの金品收受等の禁止)

第十七条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 暴走族の存続又は暴走行為をすることを容認する対償として、暴走族に加入している少年(以下「暴走族少年」という。)に対し、名目のいかんを問わず、会費、面倒見代(暴走族の面倒を見る名目の金品をい

う。)、祝い金、見舞金等の金品その他財産上の利益(以下「金品等」という。)の供与を要求し、若しくは約束させ、又は暴走族少年から金品等を收受する行為

二 暴走族少年から、暴走族相互間の紛議又は紛争の解決を図る対償として、みだりに金品を收受する行為

三 暴走族少年に対し、興行の入場券、暴走族の名称等を記載したステッカーその他の物品の販売又は配布その他の役務の提供を強制する行為

(暴走族相談員)

第十八条 公安委員会は、暴走族等の追放の促進を図るため、社会的信望及び識見を有し、かつ、暴走族等の追放に關し熱意を有している者のうちから、暴走族相談員を置くことができる。

2 暴走族相談員は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 暴走族への加入の防止に係る相談業務
- 二 暴走族からの離脱の促進に係る相談業務
- 三 前二号に掲げるもののほか、暴走族等の追放の促進に關する相談業務及び活動

3 暴走族相談員は、その業務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(保護者に対する措置)

第十九条 警察署長は、暴走族に加入していると認められる少年の保護者に対し、当該少年を暴走族から離脱させるよう命ずることができる。

(保護者への要請)

第十二条 警察署長は、暴走族に加入していると認められる少年の保護者に対し、当該少年を暴走族から離脱させるよう要請することができる。

第二十条・第二十一条 略

(委任)

第二十二条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に關し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

(罰則)

第二十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条の規定に違反した者
- 二 第十七条の規定に違反した者

第二十四条

次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十三条第二号又は第三号の規定に違反した者
- 二 重点禁止区域において、第十四条の規定に違反した者

第十三条・第十四条 略

佐賀県立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十四日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県条例第九号

佐賀県立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例

佐賀県立学校授業料等徴収条例(昭和二十三年佐賀県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

別表(一)中「九、三〇〇円」を「九、六〇〇円」に、「一、四四〇円」を「一、五〇〇円」に改める。

別表(三)中「一、四四〇円」を「一、五〇〇円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。
(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から平成十八年三月三十一日までの間の県立高等学校の全日制の課程に係る授業料は、この条例による改正後の佐賀県立学校授業料等徴収条例別表(一)の規定にかかわらず、次のとおりとする。

授 業 料	
施行日から平成十七年三月三十一日までの間	平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間
月額 九、四〇〇円	月額 九、五〇〇円

参考資料

佐賀県立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 後

別表(一)(第一条、第三条関係)

種 別	授 業 料	入学者選抜手数料	入学手数料
県立中学校	二、一〇〇円		
全日制の課程	月額 九、六〇〇円	二、一〇〇円	五、五五〇円
県立高等学校	月額 九、六〇〇円	二、一〇〇円	五、五五〇円
定時制の課程	一単位につき 一、五〇〇円		

改 正 前

別表(一)(第一条、第三条関係)

種 別	授 業 料	入学者選抜手数料	入学手数料
県立中学校	二、二〇〇円		
全日制の課程	月額 九、三〇〇円	二、一〇〇円	五、五五〇円
県立高等学校	月額 九、三〇〇円	二、一〇〇円	五、五五〇円
定時制の課程	一単位につき 一、四四〇円		

別表(三)(第一条、第三条関係)

種 別	授 業 料	聴講手数料
聴 講 生	一単位につき 一、五〇〇円	二、〇五〇円

別表(三)(第一条、第三条関係)

種 別	授 業 料	聴講手数料
聴 講 生	一単位につき 一、四四〇円	二、〇五〇円

佐賀県育英資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十四日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県条例第十号

佐賀県育英資金貸与条例の一部を改正する条例

佐賀県育英資金貸与条例(昭和三十六年佐賀県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

(育英学生)

第二条 育英資金の貸与を受ける者(以下「育英学生」という。)は、次の各号に該当する者の中から、それぞれ選考のうえ決定する。

- 一 大学(大学と同程度の学校を含む。以下同じ。)に在学する者で、次のイからニまでに該当するもの
 - イ 佐賀県内に居住する者の子弟であること。
 - ロ 心身が健全であること。
 - ハ 学費の支弁が困難であること。
 - ニ 学力が優れていること。
 - 二 高等学校又は高等学校と同程度の学校(以下これらを「高等学校」という。)に在学する者で、前号イからニまでに該当するもの
 - 三 高等専門学校又は高等学校(専修学校高等課程を除く。)に在学する者で、第一号イ及びロに該当し、かつ、学費の支弁が著しく困難であるもの
- 第六条中「二十年以内」を「二十年以内(第二条第二号に該当する者として育英資金の貸与を受けた者にあつては、十年以内)に」、「又は半年賦」を「半年賦又は月賦」に改める。

附 則

<p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、平成十六年四月一日から施行する。</p> <p>(佐賀県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付条例の一部改正)</p> <p>2 佐賀県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付条例(昭和四十九年佐賀県条例第五十二号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第二条第三号を削る。</p> <p>参考資料 佐賀県育英資金貸与条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表</p> <p>改正後</p> <p>(育英学生)</p> <p>第二条 育英資金の貸与を受ける者(以下「育英学生」という。)は、次の各号に該当する者の中から、それぞれ選考のうえ決定する。</p> <p>一 大学(大学と同程度の学校を含む。以下同じ。)に在学する者で、次のイから二までに該当するもの</p> <p>イ 佐賀県内に居住する者の子弟であること。</p> <p>ロ 心身が健全であること。</p> <p>ハ 学費の支弁が困難であること。</p> <p>ニ 学力が優れていること。</p> <p>二 高等学校又は高等学校と同程度の学校(以下これらを「高等学校」という。)に在学する者で、前号イから二までに該当するもの</p> <p>三 高等専門学校又は高等学校(専修学校高等課程を除く。)に在学する者</p>	
<p>改正前</p> <p>(育英学生)</p> <p>第二条 育英資金の貸与を受ける者(以下「育英学生」という。)は、大学(大学と同程度の学校を含む。以下同じ。)、高等専門学校又は高等学校に在学し、次の各号に該当する者の中から選考のうえ決定する。</p> <p>一 佐賀県内に居住する者の子弟であること。</p> <p>二 心身が健全であること。</p> <p>三 学費の支弁が困難であること。</p> <p>四 大学の学生で育英資金の貸与を受ける者にあつては、学力がすぐれていること。</p>	

<p>で、第一号イ及びロに該当し、かつ、学費の支弁が著しく困難であるもの</p> <p>(返還)</p> <p>第六条 育英資金の貸与を受けた者は、卒業後(前条の規定により、貸与を廃止されたときは、廃止後)六月を経過したときから二十年内(第二条第二号に該当する者として育英資金の貸与を受けた者にあつては、十年以内)に、年賦、半年賦又は月賦で返還しなければならない。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。</p>	
<p>(返還)</p> <p>第六条 育英資金の貸与を受けた者は、卒業後(前条の規定により、貸与を廃止されたときは、廃止後)六月を経過したときから二十年内に年賦又は半年賦で返還しなければならない。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。</p>	

<p>附則第二項(佐賀県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付条例の一部改正)に係る新旧対照表</p> <p>改正後</p> <p>(貸付対象者)</p> <p>第二条 修学奨励金の貸付けを受ける者は、次の各号に該当する者の中から選考のうえ決定する。</p> <p>一・二 略</p>	
<p>改正前</p> <p>(貸付対象者)</p> <p>第二条 修学奨励金の貸付けを受ける者は、次の各号に該当する者の中から選考のうえ決定する。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 日本育英会から学資の貸付けを受けていないこと。</p>	

佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十四日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県条例第十一号

佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例の一部を改正する条例

佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例(昭和二十七年佐賀県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

別表第二中

唐津市	唐津市立高島小学校
唐津市	唐津市立高島中学校

を

唐津市

唐津市立高島小学校

に改める。

別表第三中

唐津市	唐津市立神集島小学校
唐津市	唐津市立神集島中学校

を

唐津市

唐津市立神集島小学校

に改める。

附則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

参考資料

佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後

別表第二(第十三条関係)

へき地学校及びその級別

級別	所在地	学校等の名称
一級	唐津市	唐津市立高島小学校
二級	以下略	
三級	以下略	

改正前

別表第二(第十三条関係)

へき地学校及びその級別

級別	所在地	学校等の名称
一級	唐津市	唐津市立高島小学校
二級	以下略	
三級	以下略	

別表第三(第十三条関係)

へき地学校に準ずる学校

所在地	学校等の名称
唐津市	唐津市立大良小学校
唐津市	唐津市立大良中学校
唐津市	唐津市立神集島小学校
以下略	以下略

別表第三(第十三条関係)

へき地学校に準ずる学校

所在地	学校等の名称
唐津市	唐津市立大良小学校
唐津市	唐津市立大良中学校
唐津市	唐津市立神集島小学校
唐津市	唐津市立神集島中学校
以下略	以下略

国立大学法人法の施行に伴う佐賀県条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十四日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県条例第十二号

国立大学法人法の施行に伴う佐賀県条例の整備に関する条例

(佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第一条 佐賀県職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年佐賀県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第七条第四項中「第二十条の三第一項」を「第二十六条第一項」に改める。附則に次の二項を加える。

33 平成十六年三月三十一日に国立大学法人法(平成十五年法律第一百二十二号)附則別表第一の上欄に掲げる機関(以下「旧機関」という。)の職員として在職する者が、同法附則第四条の規定により引き続き国立大学法人等(同法第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。)の職員となり、かつ、引き続き国立大学法人等の職員として在職した後引き続き職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の国立大学法人等の職員としての引き続き在職期間を職員としての引き続き在職期間とみなす。ただし、その者が国立大学法人等を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

34 旧機関(国立学校設置法の一部を改正する法律(平成十四年法律第二十三号)による改正前の国立学校設置法(昭和二十四年法律第五十号)第三条第一項に規定する図書館情報大学、山梨大学及び山梨医科大学、国立学校設置法の一部を改正する法律(平成十五年法律第二十九号)による改正前の国立学校設置法第三条第一項に規定する東京商船大学、東京水産大学、福井大学、福井医科大学、神戸商船大学、島根大学、島根医科大学、香川大学、香川医科大学、高知大学、高知医科大学、九州芸術工科大学、佐賀大学、佐賀医科大学、大分大学、大分医科大学、宮崎大学及び宮崎医

科大学並びに同法第三条の五第二項に規定する北海道大学医療技術短期大学部、東北大学医療技術短期大学部、京都大学医療技術短期大学部及び熊本大学医療技術短期大学部を含む。)の職員が、第七条第五項に規定する事由によつて引き続き職員となり、かつ、引き続き職員として在職した後引き続き国立大学法人等の職員となつた場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準(国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第六十三条に規定する基準をいう。)により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、別に知事が定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

(佐賀県公立学校職員給与条例の一部改正)

第二条 佐賀県公立学校職員給与条例(昭和三十二年佐賀県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第二十四条第六項及び」を「第二十四条第六項、」に改め、「第四十二条」の下に「及び教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第十三条」を加え、「基き」を「基づき」に改める。

第六条の三中「(昭和二十四年法律第一号)第二十条の三第一項」を「第二十六条第一項」に改める。

(佐賀県立学校職員産業教育手当支給条例の一部改正)

第三条 佐賀県立学校職員産業教育手当支給条例(昭和三十三年佐賀県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

(趣旨)

第一条 この条例は、農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する

公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律（昭和三十二年法律第百四十五号）第三条の規定に基づき、佐賀県立学校職員の産業教育手当に關し必要な事項を定めるものとする。

第三条第一項中「及び教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第百五十八号）附則第二項から第四項まで」及び「又は講師」を削る。

（佐賀県立学校職員定時制通信教育手当支給条例の一部改正）

第四条 佐賀県立学校職員定時制通信教育手当支給条例（昭和三十五年佐賀県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「この条例は、」の下に「高等学校の定時制教育及び通信教育振興法（昭和二十八年法律第百三十八号）第五条の規定に基づき、」を加える。

第二条第一項中「教員で」を削る。

（佐賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正）

第五条 佐賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和四十六年佐賀県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」を「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」に、「第八条及び第十一条」を「第三条及び第六条」に、「義務教育諸学校等の教育職員」を「教育職員」に改める。

第二条第二項中「校長」を「義務教育諸学校等の校長」に改める。

第三条の見出し及び同条第一項並びに第六条（見出しを含む。）中「義務教育諸学校等の」を削る。

附則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

参考資料

第一条（佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部改正）に係る新旧対照表

改正後

（勤続期間の計算）

第七条 略

2・3 略

4 前三項の規定による在職期間のうち地方公務員法第二十七条及び第二十八条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第百二十四号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）に規定する土地開発公社（以下「地方公社」という。）又は国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百五十五号。以下「施行令」という。）第六条に規定する法人その他知事が定める法人（退職手当）これに相当する給与を含む。）に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続き地方公社又はその法人に使用される者となつた場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかつたものとする。以下「休職指定法人」という。）の業務に従事させるための休職を除く。）、地方公務員法第二十九条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に

改正前

（勤続期間の計算）

第七条 略

2・3 略

4 前三項の規定による在職期間のうち地方公務員法第二十七条及び第二十八条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第百二十四号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）に規定する土地開発公社（以下「地方公社」という。）又は国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百五十五号。以下「施行令」という。）第六条に規定する法人その他知事が定める法人（退職手当）これに相当する給与を含む。）に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続き地方公社又はその法人に使用される者となつた場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかつたものとする。以下「休職指定法人」という。）の業務に従事させるための休職を除く。）、地方公務員法第二十九条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に

職務に従事することを要しない期間又は大学院修学休業（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十六条第一項に規定する大学院修学休業をいう。）をした期間のある月（現実には職務に従事することを要する日のあつた月を除く。）が一以上あつたときは、その月数の二分の一に相当する月数（同法第五十五条の二第一項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実には職務に従事することを要しなかつた期間については、その月数）を前三項の規定により計算した在职期間から除算する。

5 8 略

附則

1 32 略

33 平成十六年三月三十一日に国立大学

法人法（平成十五年法律第百二十二号）

附則別表第一の上欄に掲げる機関（以下「旧機関」という。）の職員として在

職する者が、同法附則第四条の規定に

より引き続き国立大学法人等（同法

第二条第一項に規定する国立大学法人

及び同条第三項に規定する大学共同利

用機関法人をいう。以下同じ。）の職員

となり、かつ、引き続き国立大学法人

等の職員として在職した後引き続き

職員となつた場合におけるその者の退

職手当の算定の基礎となる勤続期間の

計算については、その者の国立大学法

人等の職員としての引き続き在職期

間を職員としての引き続き在職期間

とみなす。ただし、その者が国立大学

法人等を退職したことにより退職手当

職務に従事することを要しない期間又は大学院修学休業（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十条の三第一項に規定する大学院修学休業をいう。）をした期間のある月（現実には職務に従事することを要する日のあつた月を除く。）が一以上あつたときは、その月数の二分の一に相当する月数（同法第五十五条の二第一項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実には職務に従事することを要しなかつた期間については、その月数）を前三項の規定により計算した在职期間から除算する。

5 8 略

附則

1 32 略

（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

34 旧機関（国立学校設置法の一部を改

正する法律（平成十四年法律第二十三

号）による改正前の国立学校設置法（昭

和二十四年法律第百五十号）第三条第

一項に規定する図書館情報大学、山梨

大学及び山梨医科大学、国立学校設置

法の一部を改正する法律（平成十五年

法律第二十九号）による改正前の国立

学校設置法第三条第一項に規定する東

京商船大学、東京水産大学、福井大学、

福井医科大学、神戸商船大学、島根大

学、島根医科大学、香川大学、香川医

科大学、高知大学、高知医科大学、九

州芸術工科大学、佐賀大学、佐賀医科

大学、大分大学、大分医科大学、宮崎

大学及び宮崎医科大学並びに同法第三

条の五第二項に規定する北海道大学医

療技術短期大学部、東北大学医療技術

短期大学部、京都大学医療技術短期大

学部及び熊本大学医療技術短期大学部

を含む。）の職員が、第七条第五項に規

定する事由によつて引き続き職員とな

り、かつ、引き続き職員として在

職した後引き続き国立大学法人等の

職員となつた場合において、その者の

職員としての勤続期間が、当該国立大

学法人等の退職手当の支給の基準（国

立大学法人法第三十五条において準用

する独立行政法人通則法（平成十一年

法律第百三号）第六十三条に規定する

基準をいう。）により、当該国立大学法

人等の職員としての勤続期間に通算さ

れることに定められているときは、別

に知事が定める場合を除き、この条例

の規定による退職手当は、支給しない。

第二条(佐賀県公立学校職員給与条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正後

(この条例の目的及び効力)

第一条 この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十四条第六項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第四十二条及び教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第十三条の規定に基づき、公立学校の職員の給与に必要事項を定めることを目的とする。

2 略

(復職時等における給料月額調整) 第六条の三 休職にされた職員が復職し、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年佐賀県条例第三号)第二条第一項の規定により派遣され、外国の地方公共団体の機関等に派遣される市町村立学校県費負担教職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年佐賀県条例第七号)第二条の規定により佐賀県立学校職員の例により派遣され、若しくは大学院修学休業(教育公務員特例法第二十六条第一項)に規定する大学院修学休業をいう。を了した職員が職務に復帰し、又は休暇のため勤務しなかつた職員が再び勤務するに至つた場合において、他の職員との均衡上必要があるときは、復職し、職務に復帰し又は再び勤務するに至つた日以

改正前

(この条例の目的及び効力)

第一条 この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十四条第六項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第四十二条の規定に基づき、公立学校の職員の給与に必要事項を定めることを目的とする。

2 略

(復職時等における給料月額調整) 第六条の三 休職にされた職員が復職し、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年佐賀県条例第三号)第二条第一項の規定により派遣され、外国の地方公共団体の機関等に派遣される市町村立学校県費負担教職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年佐賀県条例第七号)第二条の規定により佐賀県立学校職員の例により派遣され、若しくは大学院修学休業(教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十条の三第一項)に規定する大学院修学休業をいう。を了した職員が職務に復帰し、又は休暇のため勤務しなかつた職員が再び勤務するに至つた場合において、他の職員との均衡上必要があるときは、復職し、職務に復帰し

後において、人事委員会規則の定めるところにより、その者の給料月額を調整(昇給期間の短縮を含む)することができる。

第三条(佐賀県立学校職員産業教育手当支給条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正後

(趣旨)

第一条 この条例は、農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律(昭和三十三年法律第四十五号)第三条の規定に基づき、佐賀県立学校職員の産業教育手当に必要事項を定めるものとする。

(産業教育手当)

第三条 農業又は工業に関する課程を置く県立の高等学校の教員で、高等学校の農業若しくは農業実習又は工業若しくは工業実習の教諭又は助教諭の免許状を有する者(教育職員免許法(昭和二十四年法律第四十七号)附則第二項の規定により高等学校の農業若しくは農業実習又は工業若しくは工業実習を担当する教諭の職にあることができる者を含む)が、当該農業又は工業に関する課程において、実習を伴う農業又は工業に関する科目を主として担当する場合には、その者に対し、産業教育手当を支給する。

改正前

(趣旨)

第一条 この条例は、佐賀県立学校職員の、産業教育手当に必要事項を定めるものとする。

(産業教育手当)

第三条 農業又は工業に関する課程を置く県立の高等学校の教員で、高等学校の農業若しくは農業実習又は工業若しくは工業実習の教諭又は講師の職にあることができる者を含むが、当該農業又は工業に関する課程において、実習を伴う農業又は工業に関する科目を主として担当する場合には、その者に対し、産業教

又は再び勤務するに至つた日以後において、人事委員会規則の定めるところにより、その者の給料月額を調整(昇給期間の短縮を含む)することができる。